

社会福祉法人さゆり会ひまわりルーム運営規程

(児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)



社会福祉法人さゆり会
(平成27年4月1日施行)

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人さゆり会が設置運営する社会福祉法人さゆり会ひまわりルーム（以下「事業所」という。）が行う児童発達支援事業は、身体・知的・精神に障がいのある児童（手帳の有無を問わず医師等により療育の必要性を認められた児童）に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を障がいの特性に応じた個別支援計画に基づき提供することにより、その育成を助長することを目的とする。
- 2 事業所が実施する放課後等デイサービスは、学校教育法に規定する学校に就学している障がい児（必要が認められる場合20歳まで利用可能）に対し、長期休暇中や学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図り学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを促進することを目的とする。
- 3 事業所が実施する保育所等訪問支援は、保育所や特別支援学校等の集団生活を営む施設（以下「保育所等」という）に通う障がい児に対し、保育所等を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を障がい児、施設職員へ行うことにより、保育所等の安定した利用を促進することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の保育士又は指導員等の従業者（以下「従業者」という。）は、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（以下「当該指定サービス」という。）にあたって、懇切丁寧に行うことを旨とし、事業所を利用する障がい児（以下「利用児」という）又はその保護者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 2 従業者は、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供にあたる。
- 3 事業所は、常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて利用児の心身の特性に応じたサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用児の家族、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第3条 社会福祉法人さゆり会は、利用児の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 社会福祉法人さゆり会ひまわりルーム |
| (2) 所在地 | 長崎県五島市下大津町550番地1 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名
児童発達支援管理責任者は、利用児の心身の状況、その置かれている環境を踏まえた利

用児個別支援計画の作成及び支援内容の評価、具体的な指導訓練内容等の指示、関係機関等との連絡調整を行う。

(3) 保育士及び指導員 3名以上

保育士及び指導員は、個別支援計画に基づいて、具体的な指導、訓練を実施するとともに、そのサービスの実施内容及び目標の達成状況の記録を記載する。又、保護者等への相談指導及び援助を行う。

(4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

その専門的な知識と技術を駆使して、利用児が日常生活及び集団生活に適応できるよう、必要な機能を維持向上させるための訓練に従事するとともに保護者等からの発達相談に応じ、又個別支援計画に当たって専門的な立場から助言、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、原則として国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日を除き月曜日から土曜日までとする。なお、特別の需要がある場合はこの限りではない。
- (2) 営業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分まで、実際の訓練等提供時間についても、8時30分から午後5時30分までとする。ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(事業所の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて10名とする。

(サービス内容及び利用者から受領する費用の額)

第8条 サービスの内容は、次のとおりとし、当該指定サービスを提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において市長が定める基準によるものとし、当該指定サービス法定代理受領サービスであるときは、市長が決定した額とする。

(1) 児童発達支援事業

- ① 生活指導・発達等相談・援助等、レクリエーション
- ② 個別機能訓練、日常生活訓練、集団訓練、創作的活動
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

(2) 放課後等デイサービス

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇活動の提供
- ⑤ 送迎

(3) 保育所等訪問支援

- ① 障がい児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
- ② 訪問先施設職員に対する支援（支援方法等の指導等）

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用児から受けるものとする。

- (1) 利用児の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用児に対して行う送迎に要する費用
- (2) 当該指定サービスに通常要する時間を超えるサービスであって、利用児の選定に係るも

のの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の当該指定サービスに係る厚生労働大臣が定める基準の範囲内において市長が定める基準を超える費用

- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該指定サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用児に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用児又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、五島市全域とする。

(小離島からの通所に係る交通費助成)

第10条 事業所は、五島市内の福江島以外の小離島（奈留島を含む）から通所する利用児および保護者（1名まで）に対して、小離島から福江島に来島するまでに要した交通費（船舶運賃）の5割を限度として、予算の範囲内で支給することができる。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用児は、当該指定サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 訓練指導室を利用する際は、利用児の状況を踏まえて従業者の立ち会いのもとに機能訓練等の各種訓練を行い、従業者の指示に従うものとする。又事故防止等のため必要ある場合は対処方法等について従業者、保護者等双方の協議を行う。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、車輛への乗降時等十分な注意を払うとともに従業者の指示に従うものとする。又送迎に係わる従業者は交通法規を遵守し、交通事故防止に努め、利用児の安全を確保して行うものとする。

(緊急時における対処方法)

第12条 従業者は、事業の実施中に利用児の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

- 2 利用児に対する当該指定サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 管理者は、提供した当該指定サービスに対する利用児又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 本事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さゆり会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

(附 則)

- 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。